

市では、高齢者の健康で生き生きとした毎日をサポートする「高齢者福祉サービス」を実施しています。

■問い合わせ 健康長寿課（内線 471）

こんなサービスが利用できます!

※各サービスとも市民が対象です

在宅要介護高齢者介護支援金

要介護3以上の認定を受けている65歳以上の方を、在宅で介護している家族に支給します。

対象: 在宅要介護高齢者を常時介護していて、生計が同一の方

支給額: 要介護高齢者1人につき月額5,000円

支給月: 9月(4~9月分)、3月(10~3月分)

紙おむつなどに対する支援

紙おむつなどを支給します。

対象: 在宅で常時紙おむつなどを必要とする65歳以上の方

支給物: 紙おむつ、紙パンツ、尿とりパッド

上限: 1人1カ月当たり、合計5パック

入院中の紙おむつ購入費などの助成をします。

対象: 65歳以上で、医療機関へ入院中に紙おむつなどを使用した方、または排泄介護機器の専用紙おむつを使用している方

上限: 5,000円/月

その他の在宅福祉サービス(一部)

- 訪問理美容サービス
- 健康長寿入浴事業
- 日常生活用具給付
- 家具転倒防止器具給付設置
- 食事サービス
- 歩行補助つえの交付
- 移送サービス
- 寝具類乾燥など
- 徘徊高齢者等探索システム利用助成
- 救急医療情報キット

※対象者や利用方法についてはお問い合わせください

緊急時連絡システム

1人暮らしなどで緊急時の連絡が不安な方に貸与します。

対象: ・65歳以上の1人暮らしまたは高齢者世帯
・65歳以上で世帯員の就労などにより1人暮らしと同様の状態にある方
※電話の所持と、1人以上の緊急連絡先の登録が必要

貸与: 緊急発信ができる機器(相談機能付)とペンダント型発信機



高齢者補聴器購入費助成

聴力の低下により日常生活に支障をきたしている方に対し、補聴器の購入費用の一部を助成します。 ※1回のみ。購入前に要申請

対象: 65歳以上で以下の条件を満たす方

- ①両耳の聴力レベルが40デシベル以上で、身体障害者手帳の交付の対象外であること
- ②耳鼻咽喉科の医師により、補聴器の必要性を認められていること

上限: 40,000円

※詳しくは、健康長寿課窓口にある「高齢者の福祉(サービス)ガイドブック」をご覧ください



70歳以上の方へ敬老祝品(商品券)を贈呈します

これまで長年にわたり、社会の発展にご尽力いただいたことに、感謝と敬愛の意を表し、ご長寿を心からお祝いして、敬老祝品「戸田市共通商品券(紙幣型)」を贈呈します。

※9月中旬に、対象者全員に贈呈する予定です。
個別対応のため同一世帯でも贈呈時期が異なる場合があります



対象: 令和7年8月1日現在で、市内に1年以上在住の70歳以上の方

贈呈内容: 「戸田市共通商品券(紙幣型)」500円券、計4枚(2,000円分)

使用期限: 令和8年1月31日(土)まで

使用方法: 祝品に同封する「戸田市共通商品券加盟店一覧」に掲載された店舗で利用できます

※紛失などによる再発行不可

敬老祝金を贈呈します

高齢者の皆さんの長寿の祝福と福祉の増進のため、対象年齢の方に祝金を贈呈します。

※9月中旬に本人の指定口座に振り込みます

対象: 8月1日現在で、市内に1年以上在住で、下表の年齢の方 ※対象者へ口座振込依頼書を送付済み

年齢	贈呈額
77歳(喜寿)	10,000円
88歳(米寿)	30,000円
99歳(白寿)	50,000円
100歳(百寿)	100,000円

※8月1日から贈呈日までの間に死亡した場合は、同一世帯で扶養していた方が受け取れます。また、この間に転出した場合も受け取れます

敬老祝品「戸田市共通商品券『コイン型』」の利用終了について

令和2年度まで敬老祝品として贈呈していた「戸田市共通商品券『コイン型』」の取り扱いとは令和6年3月31日をもって終了しました。

『コイン型』の戸田市共通商品券は、戸田市商工会で紙幣型商品券に交換できます。

交換期間 8月1日(金)~12月26日(金) ■問い合わせ 市商工会 441-2617

